

第 3 章 人権施策の基本姿勢の記載内容（案）

※黄色箇所については、前回審議会の意見を反映させ、修正した部分

1. 人権教育・人権啓発の推進

本方針の基本理念である「一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる社会の実現」に向けては、市民一人ひとりが多様な人権問題を正しく理解し、人権に関する豊かな感覚と問題意識を持ちながら、その解決に取り組む必要があります。

このため、家庭、地域、学校、職場といった日常生活のあらゆる場を通して、人権教育・人権啓発を行い、人権感覚の^{かんよう}涵養を図ります。

(1) 人権教育の推進

人権教育とは、「人権尊重の精神の^{かんよう}涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 2 条）をいい、基本的人権の尊重の精神を正しく身に付けることをいいます。

人権教育については、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、様々な取組を進めています。

今後も市民一人ひとりが、人権問題に関する正しい理解と認識を深め、他人の人権にも十分配慮した行動が取れるよう、家庭、地域、学校、職場といった日常生活のあらゆる場を通じた人権教育を推進します。

①学校等における人権教育の推進

(ア) 就学前における教育

就学前における教育は、乳幼児期が情緒的な絆を基盤として生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、乳幼児期の発達の特性を踏まえ、生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を培っていくことが重要です。

このため、保育者は幼児理解をもとに、幼児一人ひとりのよさや可能性などを認め、自尊感情を高めるとともに、他者への関りを通して信頼関係や思いやりの気持ちなど人権感覚が育まれるよう、保育の充実を図ります。

(イ) 小・中学校における人権教育

小・中学校においては、すべての教育活動の基盤に同和教育を柱の一つとした人権教育を位置づけ、多様な人権に関わる課題の解決に向け、総合的に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症に係る不当な偏見や差別、いじめなどの人権侵害、SNS やインターネットによる人権侵害、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性的マイノリティ等について、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進し、自ら考え、正しく判断し、課題を解消しようとする態度及び、共感する力や差別を見抜く力といった実践力を育成します。

②社会教育における人権教育の推進

(ア) 家庭における人権教育

「家庭はすべての教育の出発点」であり、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の役割には大きなものがあります。

家庭での遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど日常生活を通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心などをはぐくみ、基本的な生活習慣や社会での規範意識を身につけることが大切です。

しかし、近年、核家族化、少子化や地域における連帯意識の希薄化などから、育児不安の広がりやしつけへの自信の喪失、過保護や過度の放任といった家庭の教育力の低下が指摘されており、家庭の教育力を高めていくことが必要となっています。

このため、地域の多様な主体が連携・協力して、親子の育ちを応援したり、親と子、親同士が学びあい、分かち合ったり、つながり合うことができるよう家庭教育支援に取り組むとともに、人権について学ぶ機会を提供します。

(イ) 地域における人権教育

地域は、市民が日常生活や地域活動を通して様々な人権問題について理解を深め実践する場であり、子どもたちにとっても体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

これまで、地域においては、各自治公民館による住民人権学習が実施されており、市民にとって身近で人権について学ぶ機会となっています。また、人権に関する市民意識調査の結果では、人権問題の理解を深めるために役立ったものの回答として、住民人権学習が最も多くありました。

今後も市民が人権問題についての理解を深め、実践することができるよう、生涯学習の視点を踏まえ、多様な学習情報や教材の提供、住民人権学習推進員研修会の開催など地域における人権学習への支援と充実に取り組みます。

(ウ) 企業（職場）等における人権教育

企業も社会を構成する一員としての責任ある行動「企業の社会的責任（CSR = Corporate Social Responsibility）」を果たすことが求められており、企業が持続的に発展していく上でも人権に配慮した企業活動が必要不可欠です。

また、企業（職場）等は、性別・年齢・出身地・国籍の違いなど多様な人々によって構成されているため、ハラスメント対策など人権に配慮した経営や職場づくりが重要です。

人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため、企業・事業所等における自主的な人権研修会に対して、講師の紹介や派遣、資料・情報の提供を行います。

(2) 人権啓発の推進

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）をいいます。

市民一人ひとりが人権尊重についての理解を深め、人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、日常生活において他人の人権にも十分に配慮した態度や行動がとれるよう、関係機関や団体と連携しつつ、あらゆる機会や場を通じた啓発活動を推進します。

(ア) 市民への啓発

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、日常生活において他人の人権にも十分に配慮した態度や行動がとれるよう、市民の人権意識の高揚に取り組む必要があります。

これまで、人権講演会や講座・セミナー、各種パネル展示、市広報紙やFMラジオを活用した啓発、啓発資料の作成・配布などを行っているほか、関係機関や団体と連携した啓発活動を実施しています。

今後も、様々な広報媒体を活用しつつ、関係機関や団体等と連携し、効果的な啓発活動と情報発信・提供を行います。

(イ) 企業（職場）等への啓発

性別・年齢・出身地・国籍の違いなど多様な人々によって構成されている企業（職場）等においては、不公正な採用や男女間の賃金格差、配置・昇進の格差、さらには各種ハラスメントの発生、長時間労働の是正などが社会問題となっており、働くすべての人の個性と能力が発揮できる職場づくりやワーク・ライフ・バランスの取組を進めることが求められています。

人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めるためには、経営者や従業員等への啓発を進める必要があります。

このため、企業（職場）等の研修に対して、啓発資料の配布、情報の提供、講師の派遣などを行います。

(3) 特定の職業従事者の人権教育・人権啓発・研修

人権が尊重される社会の実現に向けては、あらゆる人を対象とした人権教育及び人権啓発が必要となりますが、特に人権に関わりが深い特定の職業に従事する人は、常に高い人権意識をもって職務を行うことが求められます。

このため、人権に関わりの深い職業に従事する人が、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、豊かな人権感覚と高い人権意識を身に付けることができるよう、人権教育及び人権啓発・研修を推進します。

(ア) 市職員

市職員の業務は、多岐にわたり市民生活と深い関わりがあります。

すべての市職員は、人権の尊重が行政の根幹であることを理解して職務を遂行しなけ

ればなりません。

このため、個々の職務内容に応じて、すべての職員が、豊かな人権感覚を身に付けるよう研修内容のさらなる充実を図ります。

また、地域社会の一員としても、地域で実施される人権学習会に参加し、市民の人権教育・啓発を推進する積極的な役割を担うよう意識改革を行います。

(イ) 教育関係職員

「丹波市教育振興基本計画」に基づき、教職員が同和教育、人権尊重の理念について認識を深め、人権感覚を高めるとともに、児童生徒自身に、自他の価値を尊重しようとする意欲や態度を身に付けさせることができる実践的な人権学習をすすめるための教育実践力及び専門性を向上させます。

また、共生社会の実現に向けて、SNSやインターネットによる人権侵害、DV、性的マイノリティ等の人権課題、新型コロナウイルスといった感染症に係る不当な偏見や差別、いじめなどの人権侵害等における、研修の充実を図るとともに、人権資料や実践記録などの共有、活用に努め、様々な人権課題に取り組みます。

(ウ) 医療・保健・福祉関係者

医療保健関係者は、生命や健康の維持・増進に直接かかわる業務に従事していることから、患者や介護者等のプライバシーへの配慮や個人情報の保護など、人権意識に根ざした行動や判断が求められます。

また、福祉関係者においても、社会的に弱い立場におかれている人と接する機会が多く、個人情報を知り得る機会があるため、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮が必要です

このため、人権に対する正しい理解と認識を深めるため、医療・保健・福祉関係者を対象とする人権に関する研修の実施や、人権意識の高揚を図ります。

(エ) 消防職員

消防職員は、市民の生命と財産を守る重要な役割を担っており、活動を通して市民と密接に関わることから、人権意識を持って職務を遂行することが求められます。

このため、人権に対する正しい理解と認識を深めるため、消防職員の人権に関する研修の実施や、人権意識の高揚を図ります。

消防団員についても人権意識の向上に努めるよう取組を推進していきます。

(オ) その他

マスメディア関係者やインターネット関係者は、その情報発信により社会に対して大きな影響力を持っていることから、高い倫理観と人権意識を備えることが求められます。

それぞれが自主的に人権意識を向上させることを基本に、情報や研修機会等の提供に努めます。

2. 相談・支援の充実

高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待や権利侵害、女性に対するDV、職場等におけるハラスメント、性に関わる不平等や人権侵害などが発生しています。

市民が人権に関する問題に直面した時や人権が侵害された時には、専門的な助言や支援によって早期に解決されることが必要です。

このため、人権を侵害されている人の相談を受け止め、寄り添いながら支援し、相談機関や関係機関相互の連携により、解決や救済に繋げることができるよう相談・支援の充実に取り組みます。

(1) 相談・支援の充実

市民からの相談に対して、迅速かつ的確な対応ができるよう、相談員の増員、相談時間の拡充や相談しやすい環境づくりなど、相談・支援体制の充実に図ります。また、相談・支援に関わる関係職員や相談員の能力の向上を図ります。

(2) 相談窓口の周知

市民が必要な時に必要な相談を受けることができるよう、様々な広報媒体を活用し、相談窓口の一層の周知を図ります。

(3) 相談機関相互の連携

人権侵害の事案に対しては、法務局や県の関係機関、団体等と連携し、被害者の救済と権利回復に向けた支援を行います。